

平成18年第4回定例会議決一覧表

事件の番号	件名	議決月日	議決結果
報告第22号	処分事件報告について(平成18年度筑西市一般会計補正予算(第6号))	12. 6	承認
報告第23号	処分事件報告について(平成18年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))	12. 6	承認
報告第24号	処分事件報告について(和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて)	12. 6	承認
報告第25号	処分事件報告について(和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて)	12. 6	承認
報告第26号	処分事件報告について(和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて)	12. 6	承認
報告第27号	処分事件報告について(財産の取得について)	12. 6	承認
議案第79号	筑西広域市町村圏事務組合理約の変更について	12. 18	原案可決
議案第80号	筑北環境衛生組合理約の変更について	12. 18	原案可決
議案第81号	茨城県後期高齢者医療広域連合設置に関する協議について	12. 18	原案可決
議案第82号	字の区域の変更について	12. 18	原案可決
議案第83号	市道路線の廃止について	12. 18	原案可決
議案第84号	市道路線の認定について	12. 18	原案可決
議案第85号	筑西市役所の位置に関する条例の一部改正について	12. 18	原案可決
議案第86号	筑西市災害対策本部条例の一部改正について	12. 18	原案可決
議案第87号	筑西市水道事業給水条例の一部改正について	12. 18	原案可決
議案第88号	平成18年度筑西市一般会計補正予算(第7号)	12. 18	原案可決
議案第89号	平成18年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12. 18	原案可決
議案第90号	平成18年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12. 18	原案可決
議案第91号	平成18年度筑西市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	12. 18	原案可決
議案第92号	平成18年度筑西市下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	12. 18	原案可決
議案第93号	平成18年度筑西市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	12. 18	原案可決
議案第94号	平成18年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)	12. 18	原案可決
議案第95号	平成18年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)	12. 18	原案可決
議案第96号	平成18年度筑西市水道事業会計補正予算(第2号)	12. 18	原案可決
議案第97号	平成18年度筑西市病院事業会計補正予算(第1号)	12. 18	原案可決
請願第2号	市議会議員の定数削減に関する請願	12. 18	不採択
請願第3号	筑西市議会議員定数の削減を求める請願	12. 18	採択
議員提出議案第3号	飲酒運転撲滅を宣言する決議(案)の提出について	12. 18	原案可決
議員提出議案第4号	筑西市議会委員会条例の一部改正について	12. 18	原案可決
議員提出議案第5号	筑西市議会会議規則の一部改正について	12. 18	原案可決
議員提出議案第6号	筑西市議会議員定数条例の制定について	12. 18	原案可決
議員提出議案第7号	議会改選後に議員報酬の値上げをしない決議(案)の提出について	12. 18	原案可決

議員定数削減
34名を30名に

今定例会では議員定数の削減を求め、2件の請願が上程されました。

請願第2号「市議会議員の定数削減に関する請願」は、自治連合会代表者29名によって提出され、議員定数を26名にすることを求めるものです。請願第3号

「筑西市議会議員定数の削減を求める請願」は筑西市民の声の会665名によって提出され、定数を30名にし、改選後は26名とすることを求めるものです。

これらの請願は、委員会付託を省略し、最終日に本会議において慎重に審議されました。採決については、無記名投票と記

名投票の要求がありました。投票の結果、無記名投票により行われました。その結果、請願第2号(定数26名)については、賛成37、反対37で可同数となり、議長裁決になりましたが、現状維持の原則(※編集後記参照12ページ)もあることから不採択となりました。請願第3号(定数30名)については、賛成46、反対28で採択とされました。

このことを受け、議員9名の連署により議員提出議案第6号「筑西市議会議員定数条例の制定について」が提出されました。本案は、現在合併協定書で定められた議員定数34名を30名とするもので、本会議において賛成多数により可決されました。これにより、本市議会の議員定数は30名となりました。

年賀のご挨拶などの

禁止について

公職選挙法により、議員個人の

年賀状などのあいさつ状の差出、

年賀のごあいさつは禁止されてお

りますのでご了承ください。